

平成26年度予算編成要領

”「今」必要なサービスの充実と「将来」の活力あるまちの推進
「財政の健全性」の確保、の実現に向けて！！”

中・長期の財政収支見通しにおいては、生産年齢人口が減少しつつも一定の経済成長を見込んで微増となる傾向にあるが、少子高齢化に伴い扶助費をはじめとする社会福祉経費の増大が、市税収入以上に伸びていくことにくわえ、市民サービスの充実を図る新規拡充事業の経常化する経費の累積により、事業の見直しと市債発行の抑制を行わない場合、平成27年度から収支不足に陥る厳しい財政状況となることが予測される。

このような状況を踏まえ、平成26年度の予算編成にあたっては、ビルド&スクラップを徹底することとし、新たに経常化する事業（ビルド）の財源は、既存の経常事業の見直し（スクラップ）により創出することを基本とするとともに、今後の収支不足に備えて、必要性・効率性等の観点から各事業を一から見直し、前例踏襲や現状維持という考えを払拭した見直しを進め、既存の事業や制度の廃止・縮小、再構築や需用費をはじめとする経常経費の節減合理化に努め、以下に示す事項について十分留意し、予算編成に努めることとする。

1 全般に関する事項

(1) ビルド&スクラップの実践によるメリハリのある予算編成

「ビルド（新規事業）に要する経費の財源は、スクラップ（既存事業の見直し）により創出すること」を基本姿勢に、各部においてビルド&スクラップを実践し、メリハリのある予算編成とするために、今年度は、各部ごとに「予算要求概要」を作成し、ビルド&スクラップの状況を明らかにするとともに、予算査定に活用する。

(2) 「今」必要なサービスの充実と「将来」の活力あるまちの推進（ビルド）

主要プロジェクト事業をはじめとして、政策推進プランの採択事業については、一定の条件を付して採択（内示）を行ったが、財源にも限りがあることから、効果的・効率的な内容及び方法等を十分検討し、市民満足度の高まる事業となるよう再考するものとする。

また、さらなる市民サービスの充実とまちの発展に向け、政策推進プラン採

択事業とは別に「夢いばらき創造枠」を設定するので、行政課題の対応と魅力あるまちづくりにつながる事業について、各部各課で活発に議論したうえで、積極的に事業を要求するものとする。

(3) 財政の健全性の確保（スクラップ）

財政の健全性を確保しながら市民サービス向上に向けた政策推進プラン採択事業及び「夢いばらき創造枠」をビルドするためには、その財源は既存事業のスクラップにより生み出す必要があることから、見直し目標額（スクラップ）の各部への配分にあたっては、各部の経常経費の予算規模に加えて、政策推進プランで採択された新規経常事業費（ビルド）の規模等も勘案して各部へ配分し、部内協力のもと見直し目標額の達成を図る。

なお、目標の達成にあたっては、見直し達成度を把握するため、「事務事業見直し一覧」を作成することとし、「事務事業見直し一覧の作成要領」や以下に示す見直しの視点により、徹底した経常経費の見直しに努めることとする。

① 行財政改革に関連する指針やプランへの的確な対応

『茨木市行財政改革指針』（平成18年5月策定）における「市民本位のスリムな行政経営への改革」を基本理念に、行財政全般について、成果志向とコスト意識を持って、行財政改革の推進に取り組むことを基本とする。

具体的な取り組みとしては、『行財政改革推進プラン（第2期計画）』に掲げた事項等については、予算編成時に的確な対応を図ることとし、行政（事務事業）評価や『アウトソーシング指針』に基づき、指定管理者制度等の民間活力の積極的な導入等による徹底した事務事業の見直しに努めること。

また、『高度情報化推進計画（第3次）』に基づき、事務事業の効率化及び経費の節減に努めること。

② 見直すべき事項の確実な達成

「各部における課題及び重点事項」や行政（事務事業）評価、これまでの予算編成において課題とされた事項等については適切な対応を図ることにより、事業目的が達成されたものや必要性が低下したものは廃止・縮小するとともに、類似した事業については、各部調整のうえ、統合を図る。また、事務監査及び議会等で指摘された事項については、十分協議・検討を行い、改善に努めることとする。

(4) 事業目的を達成するにあたっての担い手の検証

既存事業、新規拡充事業を問わず、事業目的を達成するための効率的、効果的な方法について、「その事業の担い手は、市職員あるいは嘱託員、臨時職員等による直営でなければならないのか、民間委託や指定管理制度等の活用（民

間活力の導入)、市民等との協働(地域力の活用)等でさらに事業効果を向上できないのか」という視点に立ち、前例や慣習にとらわれることなく、新たな発想を持って十分に検証すること。

(5) 所管事業における財源の確保に向けた取り組み

4月から債権管理体制が強化されたことにより、効果的な徴収策を講じ市税や保険料、使用料等収入の向上に取り組むことはもとより、新たな発想と時代に対応した手法により自ら積極的に財源の確保に努めることが重要であり、再度、あらゆる法令、通知並びに資料に基づいた制度の捕捉に努め、既成の観念にとらわれない歳入確保に向けた取り組みを強化するものとする。

特に広告事業については、広告媒体として活用可能な資産等がないか積極的に検討し、先進自治体の事例や予測される事業効果、本市の現状等を踏まえ、当該広告媒体を活用した広告事業を実施すべきかどうかを総合的に判断するものとする。

(6) 適正負担に基づく税配分の公平性の確保

使用料・手数料の見直しをはじめとする受益者負担の適正化は、税配分の公平性を図るものであり、行財政運営における基本的かつ不可欠な取り組みであることを十分認識し、特定の者にサービスを提供する事業については、適正負担のあり方を検討した上での事業展開を図るものとする。

(7) 事業の見直しにおける市民との協働の視点

事業の見直しにおいては、地域課題の克服に向け、市民と行政が対等な立場で連携し、英知を結集できる市民との「協働」のあり方を念頭におき、既存の事業見直しや再構築を行うものとする。

(8) 事業の見直しにおける関係団体等との調整

事業等の見直しにあたり影響を及ぼす関係団体等に対しては、見直しの内容や考え方、市の置かれている状況等について説明を行い、必ず相互理解と共通認識を図ったうえで、予算要求を行うものとする。

(9) 部(課)を横断する協議・調整の実施

部(課)を横断する事業の創出及び見直しについては、政策推進会議の活用等により関係部課で必ず協議・調整を行い、経費及び内容面において整理したうえで要求すること。

(10) 国・府制度の積極的な活用と制度改正への適切な対応

国・府の新年度予算編成に向けての動きを十分に注視して、諸制度の積極的な活用を図るとともに、消費税率引き上げに伴い講じられる国の経済対策に係る補正予算の活用も視野に入れて、前倒し実施も含めた柔軟な対応を図り、収

入の確保について特段の努力を払うこととする。また、国・府の制度の改正により廃止、縮小される事業は、本市においても同様の措置をとることを基本とする。その際には、改正内容等を十分理解し、市民の立場と財政負担の観点から検討を行い、早期に的確な予算対応が行えるよう努めるとともに、平成26年度予算に関連して条例、規則等を制定もしくは改正するときは、その原案を予算見積書の参考資料として添付すること。

(11) 特別会計における独立採算制の徹底

特別会計の予算編成にあたっては、一般会計に準じて行うこととするが、独立採算制の基本原則に照らし、当該会計の経営状況を十分に分析検討し、常に収入の確保と支出の抑制を図り、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないように、業務運営の合理化及び効率化を進めること。基準外繰出金については、税負担の公平性の観点からも再検討を加え、見直し目標額の達成に向け必ず削減に取り組むこと。

(12) 環境に配慮した予算要求

環境負荷が少ない行財政運営を目指すため、予算編成にあたっては、費用対効果に加えて地球温暖化の原因物質である二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減など、環境に配慮するとともに「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」に基づき、物品の購入等については、以下の点に留意すること。

- ① 消耗品等については、『茨木市グリーン調達方針』に従い、記載されていない物品についても、環境に配慮している物品を計上すること。
- ② 公用車については、（リース契約との比較のうえ）低公害車の積極的な導入を図ること。

(13) 節電への取り組み

東日本大震災を契機に、日本の電力事情が大きく変わったことを受け、今後の電力供給の制限に対応するため、「現行の取り組みを一過性に終わらせない」意識のもと、引き続き節電に取り組むこと。また、本年10月から、電気料金の節減に向けて、庁舎をはじめとする72施設において新電力（特定規模電気事業者）を導入しているが、各施設においても節電対策について創意工夫に努めること。

(14) 消費税率引き上げへの対応

8%の消費税率で要求することとし、電車の運賃等の各種公共料金の値上げに注視し、漏れがないようにすること。（原則として、税率引き上げ分以上の増額は認めない。）なお、予算要求後に公共料金等が確定したときは、別途、

対応することとする。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の完全捕捉に努めるとともに、時代に対応した効果的な徴収策により一層の収納率向上に努めること。また、消費税率の引き上げ等の税制改正や景気の動向に十分注視し、的確な見積りを行うこと。
- (2) 使用料、手数料、分担金及び負担金、雑入等については、受益と負担の公平性の面から、応分の負担の確保を基本に適正化に努めるとともに、料金を徴収すべきものには、収納率の向上に特段の努力を払うことにより、財源の確保に努めること。
- (3) 市税や保険料、使用料、分担金等の各種徴収金については、納期限内の自主納付が図られるよう環境整備に努めるとともに、滞納分は時間が経過するほど徴収が困難となるため、滞納整理の早期着手を徹底することにより、滞納繰越額の抑制と未収金の回収を図ること。また、4月から組織された債権管理チームを中心に、各関係所管課においては滞納者に係る情報交換や効果的な徴収方法の研究などを行い、さらなる収納率の向上につなげること。
- (4) 国庫・府支出金については、昨年度に引き続き、制度改正への対応などに遺漏のないよう対処すること。
- (5) その他少額、または捕捉の困難な収入についてもなおざりにすることなく、財源の確保に最大限の努力を払うこと。
- (6) あらゆる事業において必要性・効率性等の観点から見直しを行い、前例にとられない柔軟な発想により、新たな財源の開拓に挑戦すること。

3 歳出に関する事項

- (1) 人件費については、「少数精鋭主義」の方針を堅持し、抑制に努めること。特に時間外休日給手当については、事務の簡素化と効率化をより一層進めるとともに、職員の適正配置や部内及び課内の応援体制を確立し、その削減及び平準化に努めること。
- (2) 投資的経費については、経費の積算において必要以上の安全値を求めることなく、実績ベースを基本に事業内容を精査し、経済的な積算に基づくよう十分配慮するとともに、規格・仕様の見直しによる単価の削減など、コスト縮減に対する積極的な取り組みに努めること。また、添付資料として、設計書及び工程表を提出すること。
- (3) 一般行政経費については、徹底した見直しに努め実績ベースよりさらなる経費

の削減を基本に、別途配布の『予算要求基準』に基づき、経費ごとに示されている留意事項を遵守のうえ作成すること。

- (4) 市単独の扶助費については、所得制限の導入等を検討するとともに、他市との均衡、社会経済情勢を考慮し見直しを図ることを基本とする。

国・府補助事業の扶助費についても、必要性を再検討し、予算と決算との乖離が極力生じないように、社会経済情勢等を考慮し適切に見積もること。なお、本年9月から生活保護基準が見直しされたことにより、その基準を採用している事業については、必要性等の観点から制度全般を見直し、関係経費を要求すること。

- (5) 補助金等については、「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づき、「公平で、公益性が高い事業に対する補助金制度」確立し適正化を図ること。また、負担金については、支出の根拠を明確にするとともに、その必要性を再点検し、効果等が寡少なものについては廃止すること。

- (6) 事務機器の借入れや施設の管理業務などの契約については、長期継続契約が可能なことから、「茨木市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準」に基づき、契約事務の軽減及び経費の節減の観点から、契約形態を見直すこと。

- (7) 平成26年度予算編成の集中点検項目として、イベント事業について再点検・整理することとするので、事業効果等の再点検を行ったうえで必要不可欠なものについて要求すること。また、イベント事業の目的や事業効果、類似事業の有無などを把握するための「イベント等実施状況調」を提出することとし、全庁的な状況を踏まえて要求内容について見直しを行うものとする。

4 予算要求書等の提出

- (1) 提出期限 平成25年11月5日（火）

- (2) 提出書類

- ① 歳入・歳出予算要求書
- ② 【様式1】各部予算要求概要
- ③ 【様式2】事務事業見直し一覧
- ④ 【様式3】新規・拡充・見直し事業概要調書
- ⑤ 【様式4】イベント等実施状況調
- ⑥ 【様式5】普通旅費（管内・日帰り管外）執行状況調
- ⑦ 【様式6】電話・電気・水道・ガス料金の調
- ⑧ 【様式7】手数料・委託料等要求一覧表
- ⑨ 予算要求書参考資料

※ 提出方法については、『予算要求基準』を参照すること。